

令和6年4月から 相続登記が 義務化されました！

なくそう、
所有者不明土地！



不動産登記推進イメージキャラクター
「トウキツネ」

詳しくは、こちらの**法務省ホームページ**を
ご覧ください。▶

あなたと家族をつなぐ相続登記



相続登記の申請や法定相続情報証明について

山形地方方法務局鶴岡支局の

手続案内は**月曜日・水曜日**の**予約制**です。

予約申込み連絡先は裏面にあります。

詳しくはこちらを
ご覧ください。



★ まずは、**ホームページの申請書等の様式及び作成方法等**をご確認いただき、ご不明な点が
ありましたら、手続案内を利用ください。

相続登記の専門家に相談したい場合は**山形県司法書士会**へ

TEL 0120-13-7832 (相続登記センター)



法務局があなたの相続手続を応援します！

法定相続情報証明制度

手数料
無料

法定相続情報証明制度を利用する
ことで、各種相続手続のために、
戸籍謄本の束を、各提出先に何度
も出し直す必要がなくなります。

※相続手続で必要となる書類は、各
機関で異なりますので、提出先にご
照会ください。



詳しい手続は、**法務局 法定相続情報** をご覧ください。

【手続案内予約 申込み先】

電話 **0235-22-1003 (番号案内2)**
住所 **鶴岡市大塚町17-27 (下記案内図参照)**

